

高浜市選挙管理委員会告示第47号

高浜市住民投票条例（平成14年高浜市条例第33条）第24条第1項の規定により平成28年11月20日執行「中央公民館取り壊し」の賛否を問う住民投票の結果は次のとおりである。

平成28年11月20日

高浜市選挙管理委員会

委員長 平 松 正



1 投票当日の投票資格者名簿登録者数

35,556 人

2 投票した者の総数

13,034 人

3 住民投票の成立又は不成立

不成立（確定投票率 36.66パーセント）

4 その他必要な事項

高浜市住民投票条例第23条第1項の規定により、平成28年11月20日執行「中央公民館取り壊し」の賛否を問う住民投票は不成立のため開票は行わない。